令和4年度 あきる野商工会

住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、あきる野市または檜原村の住民の方が、あきる野商工会の会員 事業所を利用して『**個人住宅の改修工事**』や『**自然災害対策改修工事**』及び『**新型コロ ナウイルス感染症拡大防止のための環境整備工事**』などを行った場合に、その費用の一 部を助成する**「住宅改修工事等助成事業」**を実施します。

対 象 者

申請日現在から引き続き、あきる野市または檜原村に居住する個人で、令和3年度分の住民 税及び固定資産税を滞納していない方

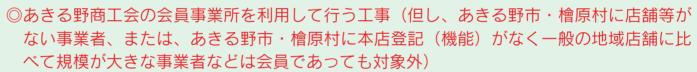
*但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用 はできません。

対象住宅

あきる野市民または檜原村民が居住する管内の個人住宅、 または、併用住宅・集合住宅における個人住宅部分

対象工事

- ◎次の①から③のいずれかに該当するもの
- ①住宅本体の修繕・改築工事、外壁修繕・塗り替え工事、 省エネ設備機器導入工事
- ②自然災害対策に関する改修工事
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備 と認められる工事や居住空間の快適さを高める工事



- ○令和4年7月1日(金)以降にあきる野商工会に交付申請手続きをした後に工事を着工 し、令和5年2月28日(火)までに工事完了届を提出できる工事
- ◎工事着工前写真と工事施工中、工事完了後写真が、明確に比較できるよう適切な撮影写 真・資料を提出できる工事(施工前・施工中・施工後の写真を同位置・角度・距離で撮影 してください。)

助成金額

10万円以上(税別)の改修工事の見積額(税別)と工事完了後の支払額(税別)を比較し ていずれか少ない額の5%とします。助成上限は10万円(千円未満の端数切捨て)申請は 本助成事業中1世帯につき1回限りとします。

受付開始

令和4年7月1日(金)*工事の着工前に申請してください。

受付終了

申請手続は、先着順で受け付けますが、助成金(予定額を含む)が予算額に達し次第受付を 終了いたします。予告なく受付を終了することがあります。

その他

- ◎工事着工前に助成申請が必要です。
- ◎『交付申請』『完了届』に関しては、必要書類を全て揃えたうえで商工会へご提出く ださい。
- ◎申請書類・交付要綱等については、当会窓口(本所・支所)のほか、当会ホームペー ジからも取得できます。

問合せ先 あきる野商工会 本所

あきる野市秋川1-8あきる野ルピア3階 TEL 042-559-4511

あきる野市五日市411市役所五日市出張所2階 TEL 042-596-2511

あきる野商工会 五日市支所

(担当:星野)